

平成29年度 幼稚園・保育園の申し込みご案内

幼稚園

幼稚園では、幼児の自発性、好奇心などを重視した遊びや体験を通して、幼児一人一人に寄りそった教育を展開し、「生きる力」「共に生きる力」の基礎を育みます。さらに、小学校へのスムーズな移行に取り組んでいます。

幼稚園名 (所在地)	電話	通園区域	定員
麻生幼稚園 (麻生 1147-1)	0299-72-0530	麻生地区	140人
北浦幼稚園 (山田 1281)	0291-35-2038	北浦地区	70人
玉造幼稚園 (玉造甲 4175)	0299-55-0281	玉造地区	140人

北浦幼稚園移転のお知らせ
北浦幼稚園は、本年12月に旧津澄小学校(繁昌212)へ移転予定です。

◆行方市立幼稚園利用者負担額(授業料)一覧

階層区分		授業料(月額)
第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	3,000円
第3階層	市町村民税所得割額 77,100円以下	9,000円
第4階層	市町村民税所得割額 211,200円以下	13,000円
第5階層	市町村民税所得割額 211,201円以上	18,000円

第1階層を除き、4月分から8月分までの授業料は前年度分、9月分から翌年3月分までの授業料は当年度分の市町村民税所得割額(父母合算になります)により算定されます。

※利用者負担額の軽減制度があります。

①世帯事情による軽減

- 第2階層または第3階層に該当される方で、次のいずれかに該当される場合
(ア) 母子または父子世帯(状況によっては軽減されない場合あり)
(イ) 世帯に在宅障害者(児)がいる場合
第2階層で全額減免となります。第3階層で2,000円減免後、第1子でその金額の半額、第2子以降は無料となります。

②多子軽減

小学校3年生以下のお子さんから数えて、第2子以降のお子さんが入園する場合

- (ア) 小学校3年生以下のお子さんから数えて第2子:半額減免
(イ) 小学校3年生以下のお子さんから数えて第3子以降:全額減免
※ただし、年収約360万円未満世帯(第3階層以下)については、「小学校3年生以下のお子さんから数えて」という制限がなく、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

申込受付期間 11/ 1 ㊦~ 11/ 15 ㊦

受付時間

午前7時30分~午後5時(土・日・祝日除く)

申込先

各幼稚園へ提出書類を持参してください(持参困難な方は、学校教育課へお問い合わせください)。

応募資格

行方市に住所を有している幼児で

4歳児(平成24年4月2日~25年4月1日生まれ)

5歳児(平成23年4月2日~24年4月1日生まれ)

※本年9月1日現在、市内在住対象世帯には、保護者宛に入園申込案内を送付します。本年度入園している園児には、幼稚園から継続申込書等を配布します。

提出書類

- ①入園申込書
- ②支給認定申請書(新規入園者のみ)
- ③父母の平成28年度市町村民税課税(非課税)証明書(平成28年1月2日以降に行方市に転入された方のみ)

費用等

・授業料(子ども子育て支援新制度により、保護者世帯の所得階層に応じた利用者負担額となります)

※左表参照

・その他の費用(給食費、教材費等)

・利用サービスによつての費用(預かり保育料、バス(玉造地区)・タクシー(麻生・北浦地区)等通園費)

教育時間と預かり保育について

教育時間の前後、長期休業中の預かり保育を実施しています。

・教育時間:午前8時30分~午後3時

・預かり保育

①朝の預かり保育:午前7時30分~午前8時30分

②降園後保育エンゼル:午後3時~午後6時

③長期休業中(夏休み、冬休み、春休み):

午前7時30分~午後6時

※預かり保育の申し込みは、①が各幼稚園、②③はこども福祉課となります。



♪年少・年長がかかわりながら
楽しくお店屋さんごっこ♪

【問い合わせ】

学校教育課(北浦庁舎)

〒311-1792 行方市山田 2564 番地 10

TEL 0291-35-2111 FAX 0291-35-1785

幼稚園を親子で体験!

幼稚園に入園していないお子さんを対象に各幼稚園で保育体験を実施します。あわせて教育内容の説明等も行います。お気軽にご参加ください。

実施日時 10/ 31 ㊦・11/ 1 ㊦

午前9時50分~午前11時(いずれか1日)

対象園児 上記募集対象児と同じ

実施会場 各幼稚園(麻生、北浦、玉造)

申し込み 各幼稚園まで電話、来園にて

申込締切 10月21日(金)

その他 保険料50円、上履き持参(親子とも)



行方市では、下記の内容で平成29年度保育園および認定こども園（保育園部分）の園児を募集します。

保育の利用を希望される方は、保育の必要性の認定および入園申し込みの手続きをしてください。

◆行方市内保育園一覧（平成28年10月1日現在）

保育所名 (所在地)	電話	定員	受入年齢	開設時間 (平日)
子どもの家 ^{すみれ} の苑 (麻生615-4)	0299-77-1766	20人	0歳(産休明け) ～6歳(就学前)	午前7時～ 午後6時 (午後7時 まで延長保 育)
玉造第一保育園 (玉造乙1027-1)	0299-55-3631	90人	0歳(6カ月) ～6歳(就学前)	
玉造第二保育園 (西蓮寺481)	0299-56-0710	100人	0歳(6カ月) ～6歳(就学前)	
玉造第三保育園 (芹沢1652-5)	0299-55-1224	90人	0歳(6カ月) ～6歳(就学前)	

◆行方市内認定こども園一覧（平成28年10月1日現在）

保育所名 (所在地)	電話	定員	受入年齢	開設時間 (平日)
麻生こども園 (麻生3323-10)	0299-72-0522	105人 (保育園:90人) (幼稚園:15人)	0歳(6カ月)～ 6歳(就学前) ※幼稚園は3歳～	午前7時～ 午後6時 (午後7時 まで延長保 育)
龍翔寺こども園 (根小屋99)	0299-73-2340	130人 (保育園:100人) (幼稚園:30人)	0歳(6カ月)～ 6歳(就学前) ※幼稚園は3歳～	
北浦こども園 (中根309-1)	0291-35-3141	95人 (保育園:80人) (幼稚園:15人)	0歳(6カ月)～ 6歳(就学前) ※幼稚園は3歳～	
認定こども園 のぞみ (山田3418-1)	0291-35-2550	115人 (保育園:70人) (幼稚園:45人)	0歳(6カ月)～ 6歳(就学前) ※幼稚園は3歳～	

※認定こども園の保育園と幼稚園では保育時間が異なりますので、直接施設へお問い合わせください。

※認定こども園の幼稚園部分（1号）へ入園希望の場合は、直接施設へお申込みください。

※龍翔寺こども園は、平成28年度中に、現在地から旧太田幼稚園跡地（矢幡2027-6）へ移転予定です。

利用者負担額（保育料）について

利用者負担額（保育料）は、世帯の状況により次のとおり算定し、児童の年齢や保育の必要量に応じて決定します。

○4月～8月までの保育料：平成28年度市町村民税課税状況により算定

○9月～3月までの保育料：平成29年度市町村民税課税状況により算定

※利用者負担額（保育料）一覧は、行方市ホームページで確認できます。

その他

・入園申し込みについては、「平成29年度保育施設利用申し込みのご案内」をご確認の上、お申し込みください。

・入所決定は申し込みの先着順ではありません。なお、保育園には定員がございますので、利用調整の結果、入所できない場合もあります。

【問い合わせ】

こども福祉課 子育て支援グループ（玉造庁舎）

〒311-3512 行方市玉造甲404

TEL 0299-55-0111 FAX 0299-55-0110

申込受付期間 11/1 火～11/15 火

受付時間

午前8時30分～午後5時（土・日・祝日除く）

※ただし、11月14日（月）および11月15日（火）は玉造庁舎のみ午後6時30分まで受け付けます。

入所対象

保護者の就労状況等により保育を必要とする0歳から6歳（就学前）までの児童

※ただし、入所の要件により入所期間が限定されることがあります。

提出書類

①保育園入園申込書・支給認定申請書（2号・3号認定用）

②家庭状況調査票

③就労（予定）証明書

④児童の状況について

⑤保育所（園）等の利用に関する同意書

⑥平成28年1月2日以降に行方市へ転入された方：「平成28年度市町村民税課税証明書」（父母分）

※その他家庭の状況に応じて、必要書類を提出していただく場合があります。

※①・②・③・④・⑤はすべてそろわないと受付できません。

※⑥は該当世帯のみ①から⑤の書類とともに提出してください。

入園申込書類の配布および入園申込書受付先

行方市役所 玉造庁舎 こども福祉課 子育て支援G

TEL 0299-55-0111

麻生庁舎 総合窓口室 TEL 0299-72-0811

北浦庁舎 総合窓口室 TEL 0291-35-2111

施設利用のための支給認定区分

○1号認定（教育標準時間認定）

※幼稚園、認定こども園（幼稚園）の利用が可能

満3歳以上で、教育のみを希望して保育の必要のない児童

○2号認定（保育認定）

※保育園、認定こども園（保育部）の利用が可能

満3歳以上で、保護者の就労等により保育を必要とする児童

○3号認定（保育認定）

※保育園、認定こども園（保育部）の利用が可能

満3歳未満で、保護者の就労等により保育を必要とする児童



たくさんの
笑顔を守るため!

今年の テーマは防災



水の科学館で展示
入場無料!

資源豊かな行方を
見て! たべて!!
みんなとふれあう2日間

茨城放送
なめトーク
サタデースペシャル
まつり会場から生中継
人気パーソナリティ パロン山崎の
「パロンde防災!!」

10月29日(土)
茨城放送特設ブースにて
オリジナルサブメシレシピ
コンテスト等防災情報を展示。



同時開催
畜産まつり
秋の漁師市・収穫祭
焼肉試食・豚汁試食・牛乳試飲
佃煮・鮮魚販売



ふれあいまつり 行方

第3回

2016

10月29日(土)・30日(日)

9:30~16:00 雨天決行

模擬上棟式
当日の本造建物(3坪)
骨組みを7万円で販売します!
ご希望の方は
「行方市商工会建設業部会」テントまで、
(受付は10月29日(土)午前11時まで)
問合せ先
0299-72-0520
前日まで行方市商工会にて申込み受付中
主催:行方市商工会建設業部会

みんなのあこがれの
ヒーローがやってくる!



©2016 テレビ朝日・東映AG・東映
10月29日(土) 2回公演



©2016 石森プロ・テレビ朝日・ADR・東映
10月30日(日) 2回公演

お楽しみ
大抽選会



何が当たるか
お楽しみ!

募集

おもいも
OMOIMO
グランプリ 2016
inなめがた



ジャンボさつまいもコンテスト

日時	10月29日(土)・30日(日)
場所	「行方ふれあいまつり」会場内特設テント 及びメインステージ
審査内容	重量
出品規定	●1家族1点まで
	●品種はベニアズマ、べにまきり、 べにはるおのいずれか
	●概ね3kg以上のもの
出品方法	●洗ってきれいにした状態のもの
	会場持参(受付:特設テント)
出品期間	10月29日(土)10時~10月30日(日)
表彰式	10月30日(日)
その他	入賞者には豪華景品、来場者には楽しい アトラクション等を用意しています。

※出品のたないさつまいもは返却いたしません。

会場:霞ヶ浦ふれあいランド



地元野菜
チャリティー
配布

日時:10月30日(日)13時~

場所:「野菜のタワー」前



おいしい野菜を
もちょう!

主催/行方市・行方ふれあいまつり実行委員会

後援:行方市議会、行方市教育委員会、行方市農業委員会、行方市区長会、行方消防署、霞ヶ浦河川事務所、霞ヶ浦北浦水産事務所、水資源機構根川下流総合管理所、茨城県水産試験場、行方市民生委員児童委員協議会、玉造ロータリークラブ、行方創生会、行方市商工会、行方市観光協会、行方商業協同組合、玉造中央商店会、麻生科飲組合、北浦料理飲食業組合、行方市消費者友の会、行方市金融団、なめがた農業協同組合、なめがた食彩マーケット会議、行方市畜産衛生指導協議会、行方市文化協会、行方市体育協会、行方市子ども会育成連絡協議会、行方市社会福祉協議会、行方市建設業協議会、行方市国際交流協会、行方市交通安全協会連合会、環境保全行方市民会議、行方市食生活改善推進員協議会、一般財団法人行方市開発公社

※イベント内容は都合により変更になる場合がございます。
※駐車場には限りがございます。乗り合わせての来場をお願いします。
※当日、駐車場よりシャトルバスの運行をいたします。ご利用ください。
※写真は第2回ふれあいまつりのものです。

「飼い犬の登録」と「狂犬病予防注射」の実施について (平成28年度追加集合注射)

平成28年度の飼い犬の登録と狂犬病予防注射(追加集合注射)を次の日程で実施します。

生後91日以上の子犬は狂犬病予防法により、「登録」と「狂犬病予防注射」が義務づけられています。

室内小型犬や猫も例外ではありません(すべての犬が対象です)。愛犬と一緒に都合の良い会場へお越しください。



毎年
忘れずに
受けさせて
ワン!

○日程表

実施日	時間	会場
11月5日 (土)	9:00~9:15	玉川地区学習センター
	9:25~9:40	手賀地区学習センター
	9:50~10:05	行方市役所 玉造庁舎
	10:15~10:30	羽生地区学習センター
	10:45~11:00	中山消防機庫
	11:10~11:25	小貫地区学習センター
	11:35~11:50	武田地区館
11月6日 (日)	9:00~9:15	要地区館
	9:25~9:40	西浦地区学習センター
	9:50~10:05	島並農村集落センター
	10:15~10:30	行方市役所 麻生庁舎
	10:45~11:00	太田地区館
	11:10~11:25	大和地区館
	11:35~11:50	繁昌地区学習センター
12:00~12:15	行方市役所 北浦庁舎	

○登録料等

区分	登録済み	未登録
登録手数料	—	2,000円
注射済証料	350円	350円
予防注射料金	3,000円	3,000円
計	3,350円	5,350円

○犬の登録は生涯1回

平成7年4月1日以降に済ませた登録は、その犬の生涯にわたって有効で、毎年登録する必要はありません。

○狂犬病予防注射は、毎年1回受けなければなりません。

○届け出は環境課へ

登録犬が死亡したり、所在地や所有者に変更があったときは届け出をしてください。

○問い合わせ

環境課(北浦庁舎)

☎ 0291-35-2111

※予防注射は開業獣医師でも受けられます。

☆犬は家族の一員です。愛犬のためにも放し飼いはやめて、散歩の時は引き綱をつけ、排せつ物は必ず持ち帰りましょう。

10月は、飼い主マナー向上推進月間です

飼い主のマナーが問われています。
周囲の人に迷惑をかけることなく、楽しく快適にペットと暮らしましょう。



1. 犬はつないで、事故防止に心がけましょう。

犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。

犬は放れてしまうと、他人に恐怖心を与えたり、咬みつき事故を起こしたり、交通事故にあったりとさまざまな事件事故の原因になります。必ずつないで、事故等の防止に努めてください。

万が一、迷子になっても戻ってこられるように、鑑札や狂犬病注射済票、迷子札(電話番号など)をつけておきましょう。

2. 排せつ物の処理を適切に行いましょう。

愛犬の「フン」の後始末は飼い主の義務です。

公共の場所(公園、道路など)や他人の土地、建物を汚さないようにして散歩中に「フン」をしたときは、必ず持ち帰り処分しましょう。

3. ノラ犬やノラ猫に餌を与えないようにしましょう。

飼い主不明の犬・猫には餌だけ無責任に与えないようにし、飼うなら責任を持って、他人に迷惑をかけるよう正しく飼いましょう。

麻しん（はしか）にご注意ください!!

【問い合わせ】健康増進課（北浦保健センター内） ☎ 0291-34-6200

8月以降、関東・関西において、麻しん（はしか）の感染者が急増しています。

麻しん（はしか）は、大変感染力の強い疾患です。予防には、予防接種を受けることが効果的です。

■麻しん（はしか）とは

麻しんは、麻しんウイルスによって引き起こされる感染症です。感染すると、約10日の潜伏期間の後、風邪のような症状が2～4日続きます。その後高熱となり、赤い発疹が全身に広がります。まれに脳炎を合併し命に関わる場合もあります。

■感染経路

感染経路は、空気感染、飛まつ感染、接触感染で、免疫を持っていない人が感染すると、ほぼ100%が発症します。免疫がなければ同じ空間にいただけで感染します。

■予防について

感染力が強いため、手洗い、マスクのみでは十分な予防はできません。定められた期間に予防接種を受けることが大切です。定期接種対象者で、未接種の場合は、早めの接種をご検討ください。

＜定期接種対象者＞

◇1期 1歳以上～2歳未満 ◇2期 5歳以上～7歳未満で、小学校就学前1年間

※定期接種の対象でない方は、かかりつけ医師に相談し、予防接種をご検討ください。

■受診の際の注意点

麻しん患者と接触し、麻しんに見られる症状（発熱や咳、鼻水、発疹など）がある場合は事前に医療機関に電話連絡してその旨を伝え、医療機関の指示に従い受診してください。

シリーズ 国民健康保険

医療保険者（国保含む）では、40歳～75歳未満の方を対象とした特定健康診査と特定保健指導の実施が義務付けられています。

生活習慣病は自覚症状がほとんどなく、気づかないうちに進行してしまいますので、定期的に健診を受診して、早めの予防を心がけましょう。

また、市で実施している健診を受診できない方も、医療機関で受診することができますので、お気軽にお電話ください。

※今年度、40歳・45歳・50歳・55歳になる方および70～74歳の方は無料です。

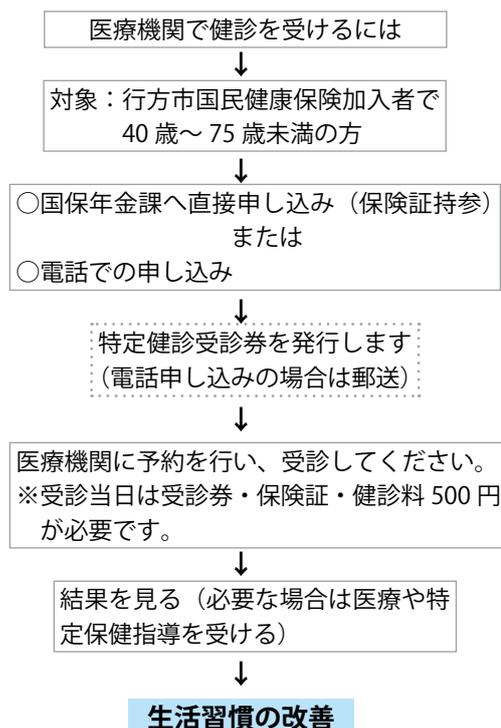
■行方市内で受診できる医療機関

なめがた地域医療センター・曾内科クリニック・
鈿持外科医院・小沼診療所・北浦診療所

※その他の契約医療機関については、国保年金課までお問い合わせください。

【問い合わせ】国保年金課（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111

特定健診は医療機関でも受診 できます



予防接種についてのお知らせ

【問い合わせ】健康増進課（北浦保健センター内） ☎ 0291-34-6200

■ B型肝炎予防接種について

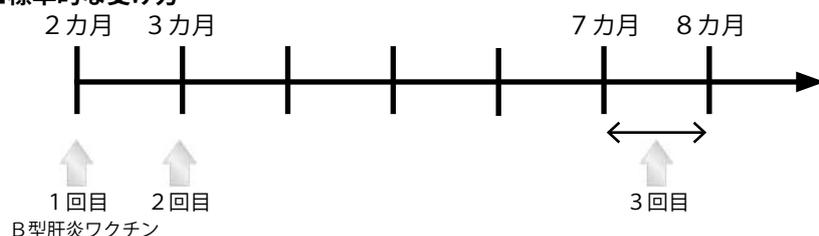
平成 28 年 10 月 1 日から **B型肝炎ワクチン**が定期の予防接種となります。それに伴い、対象の方が公費負担で B型肝炎ワクチンを接種できるようになります。

■ **対象者** 平成 28 年 4 月 1 日以降に生まれた 1 歳に至るまで（出生から 1 歳の誕生日の前日まで）の者
※対象者には個人通知します。

■ **接種回数** 3 回

■ **接種方法** 生後 2 カ月から 27 日以上の間隔をおいて 2 回接種、初回接種から 139 日以上の間隔をおいて 1 回接種

■ **標準的な受け方**



■ **注意事項**

- ・平成 28 年 9 月 30 日までに任意接種として B型肝炎ワクチンの予防接種を受けたことのある場合は、その回数分、すでに接種を受けたものとみなします。また、接種した分の費用の還付制度はありません。
- ・母子感染予防のため抗 H B s 人免疫グロブリンを併用して B型肝炎ワクチンの接種を受けた場合は、健康保険が適用されるので、定期接種の対象外となります。

■ 定期高齢者インフルエンザ予防接種について

■ **対象者** (1) 65 歳以上の者

(2) 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者（身体障害内部疾患 1 級相当の者）

※対象者には平成 28 年 10 月 1 日以降に通知します。

■ **助成額** 1 回 2,100 円（助成額を超えた金額は自己負担となります。医療機関の窓口でお支払いください）

■ **接種期間** 平成 28 年 10 月 1 日～平成 29 年 1 月 31 日

■ **医療機関** 茨城県内の医療機関（県外での接種を希望される方は、事前に健康増進課までお問い合わせください）

■ 任意小児インフルエンザ予防接種について

■ **対象者** 接種日現在、1 歳～16 歳未満で予防接種を希望する者

※対象者には平成 28 年 10 月 1 日以降に通知します。

■ **助成額** 1 回目の接種のみ 2,000 円（助成額を超えた金額は自己負担となります。医療機関の窓口でお支払いください）※ 2 回目の接種を希望される方は、全額自己負担になります。

■ **接種期間** 平成 28 年 10 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日

■ 契約医療機関

医療機関名	住所	電話番号
朝倉診療所	麻生 1101-1	0299-72-0036
小沼診療所	麻生 1105-2	0299-72-0388
鋤持外科	麻生 1555-4	0299-72-0805
北浦診療所	山田 1146-7	0291-35-2500
金塚医院	手賀 3125	0299-55-0556
曾内科クリニック	玉造甲 510-3	0299-36-2611
根本皮膚科医院	玉造甲 414-3	0299-55-0538
塙医院	玉造甲 5985	0299-55-4100
土浦協同病院なめがた地域医療センター	井上藤井 98-8	0299-56-0600
つばさクリニック	島並 1511	0299-72-2830
大場内科玉造クリニック	若海 793-6	0299-57-3100

めざせつつ住み良いまちづくり

行政相談

政策秘書課（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

毎日の暮らしの中で困っていること、望んでいることはありませんか？
行政相談委員は、総務大臣の委嘱を受け、相談者と関係行政機関との間に立って、必要なあっせんを行います。

■日 時

10月19日（水）

午後1時～午後3時



▼麻生公民館会議室

根本 憲 行政相談委員

▼北浦公民館講義室

松下 健治 行政相談委員

▼玉造福祉センター会議室

野島 清司 行政相談委員



百里基地航空祭

「特別公開」のお知らせ

航空自衛隊第7航空団監理部広報班

☎0299（52）1331

百里基地航空祭を11月27日（日）に一般公開として開催します。これに伴い、日頃からご協力いただいている基地周辺ご在住の皆さまへ、11月26日（土）の特別公開へ抽選によりご招待します。

■日 時

11月26日（土）午前9時～午後3時

■公開内容

航空機の飛行展示および地上展示、各種装備品の展示など

■特別公開への応募資格および方法

（1）応募資格

11市町（小美玉市、鉾田市、行方市、茨城町、かすみがうら市、水戸市、石岡市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、大洗町）に在住の方

（2）応募方法

往復はがきにより、10月26日（水）（必着）までに百里基地へお申し込みください。

記載内容が十分でない場合およびお一人様で複数枚の申し込みの場合は、無効となりますのでご注意ください。

抽選結果を後日、返信はがきにて送付します。

往復はがき記載例

往信	3 1 1 3 4 9 4
百里基地航空祭 係 茨城県小美玉市百里1-70 第7航空団 監理部	
空白 （抽選結果を記載しますので なにも書かないでください。）	

返信	ご自分の住所 1 ご自分のお名前 2 ご住所 （11市町以外は無効） 3 お電話番号 4 ご同行者のお名前 5 来場手段 お車で来場される場合は、車種、車番 （乗用車1台まで。2台以上は無効とします。）
ご自分のお名前 様	

※当日、招待券（返信はがき）のない方は、入場できません。ご了承ください。

■交通手段

駐車場には限りがあるため、JR石岡駅からのシャトルバス（有料）をご利用ください。

また、お車での入門は、入門許可証を記した招待券（返信はがき）をお持ちの方のみとなります。

10月は土地月間です！ 土地取引の後には届け出を

政策秘書課（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

国や地方公共団体において、毎年10月を「土地月間」と定め、土地に関する知識を深め、土地の有効利用を考えていただく機会となるように、土地に関するさまざまな普及啓発活動を行っています。

特に、本市では国土利用計画法に基づく届出制度の周知に取り組んでいます。一定面積（本市においては5000㎡）以上の土地取引（売買、交換、共有物持分の譲渡、一時金を伴う地上権、賃借権の譲渡又は設定等）を行った場合、国土利用計画法に基づき、権利取得者（譲受人）は契約締結日から2週間以内に、政策秘書課（麻生庁舎）に届け出を行う必要があります。

詳しくはホームページをご覧ください。だくか、政策秘書課までお問い合わせください。

妊産婦および小児マル福の 所得制限が緩和されます

こども福祉課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

茨城県医療福祉対策要綱等の一部改正に伴い、10月1日から県補助対象者の所得制限が緩和されます。

対象者になられた方には、9月中旬に新しい受給者証を郵送しましたので、ご確認ください。

■助成の内容

▼外来の場合

1 医療機関ごとに1日600円
（600円未満の場合はその額）
を月2回まで、3回目からは無料

▼入院の場合

1 医療機関ごとに1日300円
（月3千円が限度）

*調剤薬局では自己負担はありません。

*健康保険適用外の費用は対象外となります。

※学校等での負傷については、学校等で加入する「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」が優先となります。

※保険証が変更になった方は、必ず届け出をお願いします。

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

水戸地方務局人権擁護課

☎029（227）9919

女性に対するセクハラ、夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの人権侵害が大きな社会問題になっています。女性を取り巻くさまざまな人権問題に取り組むため、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を設け、電話で相談を受け付けます。

秘密は守られますので、安心してご相談ください。

■期 間

11月14日（月）～11月20日（日）

■時 間

午前8時30分～午後7時

※ただし、土・日曜日は午前10時～午後5時となります。

■電話番号

☎0570・070・810

（全国共通ナビダイヤル）

■相談員

人権擁護委員・法務局職員

平成28年度「新農業人フェア」

農林水産課（北浦庁舎）

☎0291（35）2111

茨城県で就農・就業を希望する青年等に対して、就農に関する情報を提供することを目的とした「新農業人フェア」が開催されます。

茨城県農林公社、茨城県農業法人協会、茨城県農業会議が共催しています。研修や就農に興味・関心がある方の参加をお待ちしています。

■期 日

10月16日（日）

■時間・場所

▼就農セミナー

午前10時30分～午前11時30分
なめがたファーマーズヴィレッジ（宇崎1561）

▼就農相談会

午後1時～午後4時
レイクエコー多目的ホール（宇崎1389）

■対 象

- ① 新規就農を目指す方
- ② 農業法人への就職を目指す方
- ③ 研修に関する相談

※就農セミナーは予約制です。電話で農林水産課までお申し込みください。

平成28年社会生活基本調査について

総合戦略課（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

総務省統計局では、10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。

本市は、麻生（宿）地区・玉造甲（上宿）地区の一部地域が対象となりました。

この調査は、わたしたちが1日のおちどのくらいの時間を仕事、家事、地域での活動などに費やしているかや、過去1年間の自由時間にどのような活動を行ったかについて調査し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、少子高齢化対策などの政策に必要な基礎資料を得ることを目的として実施します。

10月上旬から中旬にかけて、調査員が調査をお願いします。世帯に伺いますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。



指定管理者制度導入施設の評価結果を公表します

【問い合わせ】 総合戦略課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811

指定管理者制度とは、公共施設の管理・運営に民間活力を取り入れ、そのノウハウの活用により市民サービスの向上や管理運営経費の縮減を図ることを目的とするものです。

市では指定管理者制度を導入している「公の施設」の管理運営が、関係法令等に基づき行われているか、また、適正なサービスを提供しつつコスト縮減が図られているかを確認・評価する「モニタリング調査」を実施しています。

今回、平成 27 年度の評価結果について、市民の皆さまにお知らせします。

■評価方法

指定管理者評価（自己評価） → 市評価（所管課評価） → 市公の施設指定管理者選定委員会評価（最終評価）

■評価の基準

- A（優 良）：仕様書および事業計画書の内容や目標を上回る成果があり、優れた管理運営が行われた場合
- B（良 好）：仕様書および事業計画書の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われた場合
- C（課題含）：仕様書および事業計画書の内容や目標を下回る項目があり、さらなる工夫・努力、改善が必要な場合
- D（要改善）：管理運営が適正に行われたとは認められず、大きな改善を要する場合

《平成 27 年度の評価結果》

施設名	指定管理者	所管課	評価結果					総合評価	評価理由・意見
			管理運営全般	施設の維持管理	サービスの維持向上	危機管理対策			
高須崎公園 高須崎体験農場 高須崎交流センター	(一財) 行方市 開発公社	道路維持課	B	B	A	B	B	・事業計画に沿って良好に管理されていた。今後も、自主事業の充実、近隣施設とのさらなる連携を図り利便性の向上に期待したい。	
霞ヶ浦ふれあいランド	(一財) 行方市 開発公社	商工観光課	B	B	C	B	B	・入館者数は前年を上回ったが、運営は大変厳しい状況。今後もPR活動や魅力あるイベント等の内容改善が必要。 ・公的団体ではなく民間導入を考慮すべき。	
観光物産館「こいこい」	(一財) 行方市 開発公社	商工観光課	B	C	B	B	B	・総客数、売上収入は前年を上回ったが、午後から夕方の時間帯の商品が少なく、生産者との調整が必要。 ・行方市は東京の冷蔵庫と言われているので、現状に甘んじず、さらなる収益増を目指すべき。	
あそう温泉「白帆の湯」 及び北浦荘	(一財) 行方市 開発公社	商工観光課	B	B	C	B	B	・入館者数、利用料金収入共に増加に転じたが、今後も利用者のサービス向上、新規お客様へのPR活動、新規イベント開催等により集客人数を確保する。	
天王崎観光交流センター「コテラス」	(一財) 行方市 開発公社	商工観光課	B	B	C	B	B	・入館者数、利用料金収入共に前年を上回っているが、PRや自主的な収益活動が必要。	
障害者地域活動支援センター「ドリームハウス」	(福) 行方市社 会福祉協議会	社会福祉課	A	A	B	A	A	・事業の運営は適切である。 ・近年、不法侵入等の事件が頻発しているので、監視カメラ等を設置し危機管理の徹底を図るべき。	



霞ヶ浦ふれあいランド



白帆の湯、コテラス

税金のお知らせ

税の納め忘れにご用心！

今月の税金

○市県民税 第3期
○国民健康保険税 第4期
納付期限（口座振替日）は
10月31日です。

税金を納期限までに納めないことを「滞納」といいます。うっかり忘れていたとしても、本来納めるべき税額のほかに、督促手数料や延滞金を納めていただくことになります。

滞納は納税者にとって不利益になりますので、納期限内に納税してください。

市税はコンビニエンスストアでも納付できます！

市税の納付方法が口座振替以外（市役所や銀行等での窓口納付）の方には、便利な方法があります。各税目の納付書に記載してある「納期限」内で30万円以下であれば、全国のほとんどのコンビニエンスストアで、いつでも納付ができます。市役所や銀行等の窓口が閉じている時間帯はコンビニ納付が便利です。

インターネットで24時間納税できます！

YAHOO! 公金支払い
JAPAN

クレジットカードで公金支払い

納付書に記載されている「クレジット納付用番号」と、指定の「クレジットカード」をご用意すれば、パソコンまたは携帯電話、スマートフォンから納付ができます。

なお、詳細についてはヤフー株式会社のホームページをご覧ください。

■対象税目 平成28年度以降の市県民税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

■利用期間 上記税目の各期納期限まで（納期限を過ぎた場合は利用できません）

■決済手数料

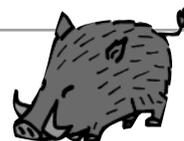
納付金額	決済手数料
～10,000円	0円
～20,000円	100円＋税
～30,000円	200円＋税
～40,000円	300円＋税
以降10,000円増えるごとに	100円＋税 ずつ加算

■注意事項

- ・行方市から領収書は発行しませんので、納付書とカード会社が発行する利用明細書などでご確認ください。
- ・納税窓口や店頭でのクレジットカードによる支払いはできません。
- ・納付書ごとに納付の手続きが必要となります。継続的なクレジットカード払いではありません。
- ・口座振替をご利用の方は、口座振替廃止手続きを行ってからご利用ください。

問い合わせ 収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811

イノシシ情報



夕暮れが早くなると、イノシシが動き出す時間も早くなります。夜間の運転時や下校の際は十分注意してください。また、畑等に収穫の残りが置いてあるとイノシシの格好の餌場になり、呼び寄せる要因となりますので気をつけましょう。

8月は北浦地区で4頭、玉造地区で2頭を捕獲しました。

目撃および被害情報については、麻生地区（新原付近）1件・北浦地区（山田・両宿・次木付近）3件・玉造地区（西連寺・捻木・里内宿付近）と、4件ありました（8月31日現在）。

目撃情報は捕獲の大きな手助けとなります。目撃や農作物被害があった場合には、すぐにご連絡ください。

【連絡先】行方市鳥獣被害対策協議会（農林水産課内）

☎ 0291-35-2111 内線 241・242